



## 審 議 内 容 の 記 録

### 開会

- 1 会長あいさつ
- 2 部長あいさつ
- 3 議題

#### (1) 志木都市計画生産緑地地区の変更について

##### <説明員>

志木都市計画生産緑地地区の変更について、主たる農業従事者の故障又は死亡により、生産緑地法第14条の規定に基づき行為制限が解除されたため、3地区の廃止及び2地区の面積を変更し、変更後は地区数153地区、面積は43.26haとするものである。

##### <質疑応答>

委員) 生産緑地で今までは宅地並み課税をしていなかったわけですが、今回指定解除されて生産緑地ではなくなると税制はどうなるのか。

説明員) 課税につきましては、1月1日現在で課税されますので来年から変更となります。

委員) 貸農園であっても生産緑地地区として指定できますか。

説明員) 農業従事者がいれば指定できます。

#### (2) 志木都市計画用途地域の変更について

##### <説明員>

長期未整備都市計画道路（宗岡志木環状線一部区間の廃止）の変更に伴い沿道に指定してある用途地域（第一種住居地域）約1.8ヘクタールを第一種中高層住居専用地域に変更するものである。

##### <質疑応答>

委員) 対象地域で不利益を受ける土地はありますか。また、その調査をしていますか。

説明員) この地域では既存不適格建築物になり得る建築物は四軒ほどありますが、1軒1軒説明しております。用途変更を行うと同じ用途で建て替えができなくなることについても、納得をしていただいております。

(3) 志木都市計画道路の変更について

<説明員>

長期未整備都市計画道路見直しの一環で志木都市計画道路宗岡志木環状線の一部区間の廃止を行ったもので、総延長3,670mのうち約600mを廃止し、延長3,070mに変更するものである。

<質疑応答>

委員) 都市計画法第17条縦覧はどこで行ったのか。また、今後は県で都市計画審議会を行うのか。

説明員) 埼玉県、朝霞県土整備事務所と志木市役所都市整備部都市計画課で縦覧に供しました。また、都市計画審議会は来年2月中旬頃に開催すると聞いております。

委員) 今回廃止する道路は254BPに接続させるために変更をおこなうのか。

説明員) この路線は広域路線として計画された柳瀬新河岸川通線に接続する予定でした。しかし、接続先の柳瀬新河岸川通線を昨年度廃止したため、今回廃止するものです。